

# みどり通信

第132号 2007. 7. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P 1	● 生命保険	P 5
● 一倉 定 経営心得	P 2	● これからの研修	P 6
● 税務	P 3	● あとがき	P 6
● 社会保険	P 4	● 営業カレンダー	P 7



加茂の玄関口 加茂駅

8月14日に加茂川を舞台に「加茂川夏祭り」が開催されます。  
全長約2kmの大ナイアガラ花火を是非見にいらしてください。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

7  
月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、7月4日のホームページ掲載のものからです。

## 『逆境こそ、チャンス・・・』

人間は逆境に置かれると、自分を鍛えて強くなるといわれます。それは、企業のような組織でも同じだと、今読み返している本田技研工業(株)の元副社長・西田通弘氏が書かれた「隗(かい)より始めよ」という著書(かんき出版)の中で述べています。

その内容の一部を紹介すると・・・

ホンダの社員、高根沢威夫さんの話だそうです。棒高跳びの選手で、しばらくの間日本記録の保持者でオリンピックも3回出場しているそうですが、高根沢さんは大学時代は全くの無名の選手だったとか。ホンダに入社してからめきめき力をつけたとのこと。その高根沢さんが初めてオリンピックに出るとき、役員室へ挨拶に来た際、居合わせた役員の一人が質問したそうです。

以下は、この質問に対する答えを含めてこの書籍に書かれている文章です。

…「君は学生時代は、あまり有名でなかったのに、どうしてオリンピック選手になれたのかね」。ホンダという会社は、スポーツ選手をとくに優遇してはいない。当時はプレス課に勤務していた高根沢さんも、少なくとも午後5時までは、自分の練習時間が無かったはずだ。それなのに、学生時代よりずっと力を伸ばした。なぜか？高根沢さんは答えた。



「そうです。学生時代には、いつも十分に練習できたりし、立派な施設もあつた。ホンダに入社してからは、勤務の関係で練習時間がとれないし、練習場所もなかった。最初は彼も悩んだ。しかしそこで、考え直した。練習場所は、その気になればできるものだ。恵まれた条件のグランドへ行くのをあきらめて、工場の空き地を利用した。跳び方の練習も、短期間で効果が上がるよう、工夫をこらした。

「それが結果的に良かった。」と高根沢さんは答えたものである。

逆境は、人間を強くする…(途中省略)…

企業にも逆境がある。それは外からの圧力だ。その外圧に負うことなく、敢然と挑戦すれば、禍を福に転じることができる……

逆境を逆手にとて自分で節目をつくることにより成長できるという事例があります。逆境こそ、チャンスのようです。中小企業生き残りのためにも・・・。

ところで、今日7月4日はアメリカの独立記念日。ということは今日は何か！？の記念の日であります。

税理士 山口 昇

# 一倉定の経営心得シリーズ

その八十一

下請けの低収益から脱出したければ、  
販売という「難行苦行」に  
耐えなければならぬ。

下請会社の社長は、申し合わせたように「自社商品」を持ちたいといふ。  
下請加工の低収益から脱したいからだ。

そこであれこれ新商品を工夫する。しかし絶対に自ら売ろうとはしない。  
下請加工というのは、事業經營で最も大切で、最も難しく最も苦しく、最も  
根気強く推進しなければ成功しない「販売」という活動をしなくてもすむ。  
一番苦しいことを避けていいのだから、低収益は当たり前であり、その難し  
く苦しい販売をやつている親会社をうらみに思うのは明らかに間違っている。  
下請の低収益から脱出したければ、販売という「難行苦行」に耐えなければ  
ならないことを知つてもらいたい。

販売の苦労はご免こうむりたいが、高収益だけは手に入るような新商品は、  
世の中にはないのである。

# 税務

活用していますか？昨年度税制改正項目の  
少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

## ●中小企業者等の少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の特例とは、「青色申告書を提出する、中小企業及び個人事業主が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、取得価格30万円未満の減価償却資産を取得・製作し、若しくは建設し、かつ、事業の用に供した場合に、事業の用に供した事業年度において損金経理をした金額は、確定申告書に明細書を添付することを要件に、その事業年度の損金算入が認められます。」

昨年度の改正で、その事業年度に取得をした少額減価償却資産の合計額が、300万円（事業年度が1年未満の場合は月数按分されます）を超える場合には、300万円に達するまでの金額が限度とされます。

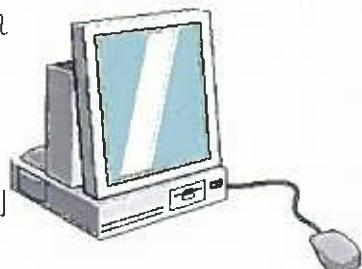
### ※取得価格の判定について

取得価格については、通常1単位として取引される単位ごとに行います。

機械・装置については1台・1基ごとに、工具・器具・備品については1個・1組・1揃いごとの判定となります。

例えば、応接セットはテーブルと椅子のセットで1つの機能を果たしますので合計金額で判定する事となります。

また、付随費用も含めての判定となりますので、エアコンなどは取付費用も含めた金額で、パソコンなどは設定費用も含めた金額での判定となります。



詳しくはお気軽に当事務所担当者までお問い合わせ下さい。



## 賞与支払届について

賞与を支払った際には、社会保険事務所へ被保険者ごとに賞与額を記入した「被保険者賞与届」を支給日から5日以内に提出します。その際「被保険者賞与支払届総括表」も添付します。

社会保険事務所より、去年の賞与支払実績に準じて、賞与支払予定月の前月に氏名などがあらかじめ印字された「賞与支払届」が送付されてきます。この用紙に賞与額等を記入して届出を行います。



## ご注意ください

賞与の支給がない場合、「賞与支払届」の提出は不要ですが、「被保険者賞与支払届総括表」は「支給なし」と記入して提出が必要です。ご注意ください。

## お知らせ

戦略人事給与情報システム（PX2）では、「賞与支払届」の転記資料が出力できます。ご活用ください。



詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



今回のテーマ

無解約返戻金型とは？



加入していた保険を解約した場合、契約の経過年数に応じて支払われるお金を「解約返戻金」といいます。最近では、解約返戻金を無くすことで、支払う保険料を安くした保険が販売されています。

割安な保険料で必要な保障が得られるため、人気の高い【無解約返戻金型】の保険。  
今回は無解約返戻金型保険の種類についてご紹介いたします。

## 定期保険



死亡・高度障害保険金

### 企業防衛保障対応

- ☆経営者に万一のことがあった時、企業経営を支えます。
- ☆少ない負担で大型保障が得られ、更新による保険料の増加もありません。

## 収入保障保険



死亡・高度障害年金

### 債務返済保障対応

- ☆借入金は毎年減少しているが、返済資金準備をしたい場合。
- ☆受取元本は債務残高(経過年数)に応じて減少するため、必要な受取額が少ない負担で得られます。

## 終身医療保険

疾病入院給付金

災害入院給付金

疾病・災害手術給付金

### 入院保障対応

- ☆業務上・業務外を問わず、入院を保障します。
- ☆保険期間が終身のため、保険料は生涯一定です。

時代のニーズに合わせ、多種多様なタイプの保険が販売されています。  
解約返戻金の有無も選択肢の一つとして、ご自身のニーズにあった保障を考えてみてください。  
具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

# これからからの研修

社長夫人革新講座 第5講

加茂市産業センター

8月9日(木) 10:30 ~ 16:30

社長夫人革新講座 第6講

加茂市産業センター

8月10日(金) 10:30 ~ 16:30



## あとがき

時が経つのは早いもので、入社して早5ヶ月が過ぎようとしています。毎日が勉強の日々で、覚えることもたくさんあり、あっという間に過ぎて行ったというのが実感です。所長をはじめ先輩方と一緒にお客様のところへ巡回監査のために訪問させて頂いたり、決算を組ませていただいたりして感じることは、お客様との信頼関係が何よりも大切な仕事であり、とてもやりがいのある仕事だということです。これからも勉強という“仕入”を怠らずに、日々業務に邁進していきたいと思います。

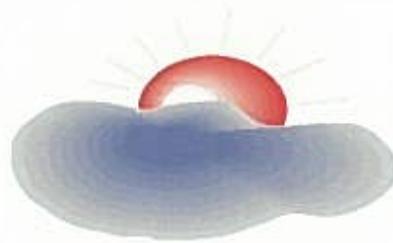
和久井 智 弘

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp